

# 労災保険と労災保険実支払賃金方式について

## 1. 労災保険と従事者区分について

建築現場の労災保険は、元請人が事業主とされ、元請人が労災保険の手続き、保険料を支払わなければならない(徴収法第8条第1項)と定められております。



積水ハウス㈱の建築現場の労災保険は積水ハウス㈱が労災保険を掛けています。  
**労働者の労災事故があった場合は、積水ハウス㈱の労災保険を利用頂く事になります。**

### ① 労災保険

労災保険＝労働者災害補償保険

労働災害にあった労働者に対して国が以下の補償を行います。

- ・療養(治療・入院・手術)
- ・休業
- ・障害
- ・死亡

労働災害発生時に労災保険が使える人は従事者区分が労働者の方に限ります。

事業主・一人親方は労災保険が使えませんので、労災保険特別加入制度にご加入下さい。

- 事業主 ⇒ × ⇒ 労災保険特別加入制度(任意加入)＝労災保険適用へ  
一人親方 ⇒ × ⇒ 労災保険特別加入制度(任意加入)＝労災保険適用へ  
労働者 ⇒ ○(労災保険が使えます)

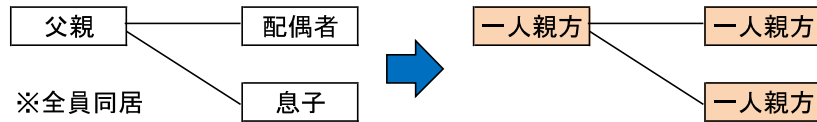
### ② 従事者区分

事業主＝労働者を使用して事業をする方とその家族従事者、及びその事業主が法人である場合の役員(兼務役員を除く)の方等をいいます。

一人親方＝労働者を使用しないで仕事を請け負って、一人で事業を行う事を常態とする方及びその事業に従事する家族従事者をいいます。

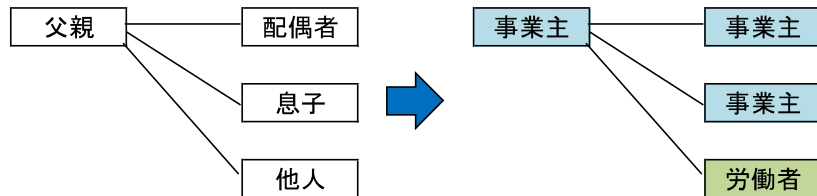
労働者＝事業主等の指揮命令を受けて働き、その労働の対価として賃金を支払われる方をいいます。  
(給料、日給の方、アルバイト、日雇の方)

ケース① 家族従事者(同居の親族の場合)



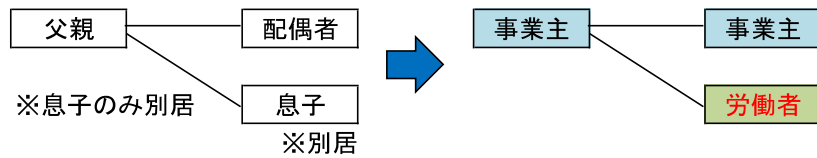
**同居の親族は全員一人親方**  
**※原則的に同居の親族は労働者とみなされない。**

ケース② 家族従事者(同居の親族)と他人の労働者



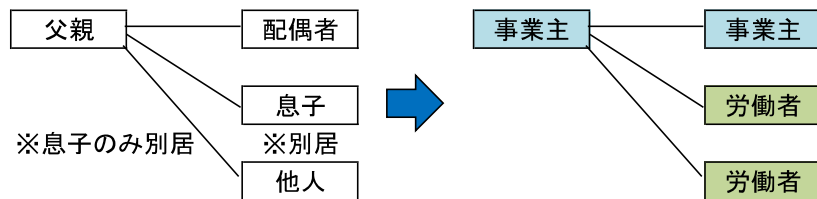
**労働者を一人でも雇用すれば**  
**事業主**

ケース③ 家族従事者(息子のみ別居の場合)



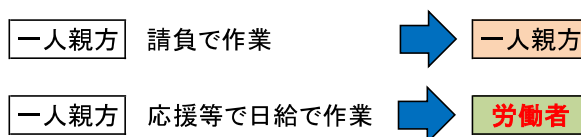
**息子のみ労働者と認められる場合あり**  
(出勤簿・賃金台帳を作成し労働者として  
処遇する事が条件)

ケース④ 家族従事者(息子のみ別居の場合)と他人の労働者



**息子のみ労働者とする場合、他の**  
**労働者と処遇を区別しない事が条件**

ケース⑤ 一人親方(労災保険の特別加入に加入済)が労働者になる場合



**※一人親方が日給幾ら等で働く場合は労働者となるので注意。  
※どの様な立場で現場の作業をしていたかが重要。**

### 必要書類の整備

使用者は、労働者を雇った場合、以下の書類の整備が必要です。

労働者が労働災害に遭った場合には、以下の書類の提出が必要ですので、必ずご準備下さい。

#### ★雇用契約書

★労働者名簿(従事者名簿)

★出勤簿

★賃金台帳

労働基準法で定められた**法定3帳簿**

### 積水ハウスの現場でケガをした場合

労働者の場合 → **積水ハウスの労災保険を利用**

積水ハウス(株)が現場ごとに加入している労災保険が適用されます。

※労働者を雇用している事業主が労災保険に加入している場合でも、その労災保険を使用することはできません。

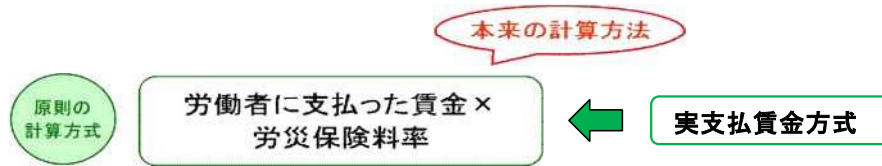
事業主・一人親方の場合 → **労災保険の特別加入を利用**

積水ハウス(株)が現場ごとに加入している労災保険や、事業主が雇用する労働者の為に加入している労災保険を使用することはできません。

※労災保険の給付を受けるためには、事務組合が取り扱う「特別加入制度」に加入する必要があります。

## 2. 実支払賃金方式について

労災保険料の申告・納付にあたり、保険料の算出方法は、現場で作業した労働者の賃金を集計して行う方法が、労災保険徴収法で原則とされています。(実支払賃金方式)



積水ハウス㈱では、労災保険料の算出・申告を、原則の計算方式である実支払賃金方式を採用しています。注：特建支店の物件及び特殊物件は除きます

注：請負金額(税抜)に23%を乗じた金額を労働者に支払った賃金とみなして保険料を算出する方法を労務費率方式(みなし方式)といいます。

注：労災保険率はH30年4月事業開始分からは、9.5/1000に変更されました。

## 3. 新規取引開始協力会社及び出納払いについて

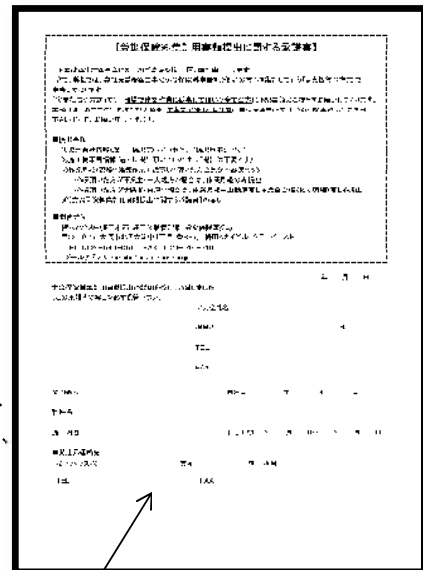
★施工を伴わない場合(納品のみ等) → 対象外

★施工を伴う場合 → 対象

### 注意

過去に労災保険料集計用書類を提出された事がある場合は、承諾書の提出は必要ありません。  
 労災保険事務局での集計時に、  
 【労災保険料集計用書類提出に関する承諾書】が事業所から労災保険事務局に届いていない場合は、事務局から新規取引開始業者様へ連絡出来ない為、事業所にて必要書類一式の回収をお願いします。

■【労災保険料集計用書類提出に関する承諾書】雛形



### 必要書類の提出の流れ

※新規取引開始(出納払い含む)協力会社様の場合

①新規取引開始時・・・「労災保険料集計用書類提出に関する承諾書」を事業所に提出



②積水ハウスの現場で施工

事業所から労災保険事務局へ送付



③現場での施工が完了・・・施工完了後1ヶ月以内に必要書類のご提出

必要書類

- 協力会社情報
- 施工従事者情報
- 作業月報
- 出勤簿
- 賃金台帳(給与明細のコピー) ※出勤簿と賃金台帳は労働者のみ提出

## 4. 提出をお願いする書類について

### 積水ハウス側の現場で作業して頂くすべての方。

- ★一次協力会社様だけでなく、二次・三次・四次等全ての協力会社様の分が必要です。
- ★事業主・一人親方の方も必要です。
- ★アルバイト・日雇の方や応援で作業頂いた方も必要です。
- ★搬入のみで施工を行わない方(協力会社)は必要ありません。

### ①工事完了後、初めて提出して頂く書類

#### A. 協力会社情報

※当社指定の書式あり

積水ハウスの仕事をして下さるすべての協力会社情報が必要です。

#### B. 施工従事者情報

※当社指定の書式あり

積水ハウスの現場で作業に従事するすべての方の情報が必要です。

### ②工事完了後、毎月提出して頂く書類（※作業月の翌月末日までに提出）

※現場で作業があった月の分を提出してください。（作業が無かった月は作業なしとしてご提出下さい）

#### C. 現場入退場 or (作業月報)

積水ハウスの現場で作業に従事するすべての方は、現場入退場をご登録下さい。

現場入退場で登録をされていない方は、作業月報をご提出下さい。

※現場に設置しています工事日報も必ず記入して下さい。

#### D. 出勤簿(写し)

※各協力会社様で使用されている書式で結構です

労働者(アルバイト・パート・日雇い・日給月給の方も含む)の方は提出してください。

現在作成されているもののコピーを提出してください(タイムカード等のコピーでも結構です)。

#### E. 給与明細または賃金台帳(写し)

※各協力会社様で使用されている書式で結構です

労働者(アルバイト・パート・日雇い・日給月給の方も含む)の方は提出してください。

現在作成されているもののコピーを提出してください。

## 労働者は作業月報のほかに、「出勤簿」「賃金明細」が必要な理由

建築現場での労災保険は、元請人が事業主とされ、元請人が労災保険の手続き、保険料を支払わなければならない(徴収法第8条第1項)と定められております。

「自分の会社で労災保険に加入しているから、書類は提出しなくていい?」と問合せ頂くケースがありますが、建築現場での労災保険は、上記の原則どおり、元請(施主との契約者)の労災保険(積水ハウスの労災保険)でないと対応できません。

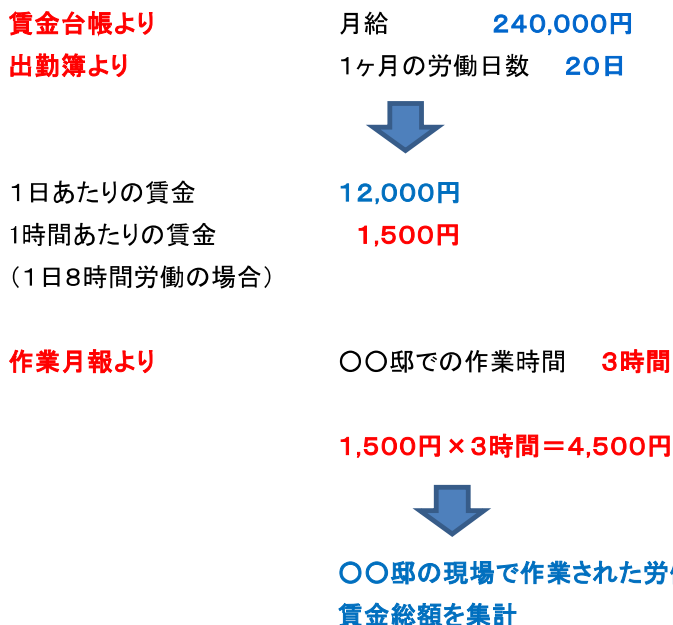
これを、自社の労災保険として申請すると、労災隠し等の大きな問題になります。

積水ハウスでは、労災保険料を計算する際、原則の計算方式である「実支払賃金方式」を採用しています。



「実支払賃金方式」とは、労働者に支払った賃金×労災保険料率で計算する方式です。

この保険料を計算するために、労働者の場合は、作業月報、出勤簿、賃金台帳の提出をお願いしている理由です。

※どのように計算していくかの一例です。



【従事者区分によって提出して頂く書類が異なります。以下の表で確認してください。】

従事者区分	導入時・変更時の提出	作業があった毎月の提出(1人1セット)
<p>事業主 一人親方 請負契約者</p>	<p>A B</p> <p>協力会社情報</p> <p>施工従事者情報 1人1枚</p> <p>(提出済であれば必要ありません)</p>	<p>C</p> <p>現場入退場</p>  <p>又は 作業月報</p>
<p>労働者 (日雇)</p> <p>賃金をうける方、 アルバイト、パート、 日給月給など</p>	<p>A B</p> <p>協力会社情報</p> <p>施工従事者情報 1人1枚</p> <p>(提出済であれば必要ありません)</p>	<p>C</p> <p>現場入退場</p>  <p>又は 作業月報</p> <p>D E</p> <p>出勤簿</p> <p>賃金明細</p> <p>タイムカードの写し</p> <p>給与明細の写し</p> <p>【賞与ができる場合】 賞与が出る月は、 賞与の支給日と 賞与明細の提出を お願いします</p>

### 提出・お問合せ先

※郵送、FAX、E-mailのいずれかの方法でご提出下さい。

積水ハウス株式会社 施工本部 協力会社連携部  
労災保険事務局

〒531-0076 大阪市北区大淀中1-1-88 梅田スカイビルタワーイースト

TEL 0120-644-051 FAX 0120-644-049

E-mail: rousaiho@sekisuihouse.co.jp